

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

改正前		改正後	
目次		目次	
項目	頁	項目	頁
II-4 地域貢献		(削除)	
II-5 地域密着型金融の推進		II-4 地域密着型金融の推進	
II-6 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組み		II-5 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組み	
II-7 消費者向け貸付けを行う際の留意点		II-6 消費者向け貸付けを行う際の留意点	
II-8 障がい者等に配慮した金融サービスの提供		II-7 障がい者等に配慮した金融サービスの提供	
II-9 企業の社会的責任（CSR）についての情報開示等		II-8 企業の社会的責任（CSR）についての情報開示等	
(省略)		(省略)	
V-2 信用金庫及び信用協同組合における地域密着型金融の取組みに係る留意点		(削除)	
V-3 信用金庫及び信用協同組合における経営力の強化に向けた取組みに係る留意点		V-2 信用金庫及び信用協同組合における経営力の強化に向けた取組みに係る留意点	
V-4 信用金庫及び信用金庫連合会関係		V-3 信用金庫及び信用金庫連合会関係	
V-5 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係		V-4 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係	
V-6 労働金庫及び労働金庫連合会関係		V-5 労働金庫及び労働金庫連合会関係	
II-4 地域貢献 (省略)		(削除)	
II-4-1 意義 (省略)		(削除)	
II-4-2 主な着眼点 (省略)		(削除)	

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

改正前	改正後
<p>Ⅱ－４－２－１ 地域貢献に関する基本的な経営姿勢 (省略)</p>	<p>(削除)</p>
<p>Ⅱ－４－２－２ 地域貢献についての情報開示等 (省略)</p>	<p>(削除)</p>
<p>Ⅱ－４－２－３ 地域貢献が銀行の収益力や財務の健全性に与える影響 (省略)</p>	<p>(削除)</p>
<p>Ⅱ－４－３ 監督手法・対応 (省略)</p>	<p>(削除)</p>
<p>Ⅱ－５ 地域密着型金融の推進</p>	<p>Ⅱ－４ 地域密着型金融の推進</p>
<p>※以下、「Ⅱ－５－１」から「Ⅱ－５－３」まで、すべて改正。</p>	<p>Ⅱ－４－１ 経緯</p> <p>(1) <u>地域密着型金融の推進については、平成 19 年 8 月に本監督指針を改正し、通常の監督行政の恒久的な枠組みとして位置付けるとともに、金融機関の自由な競争、自己責任に基づく経営判断の尊重、地域の利用者の目（パブリック・プレッシャー）を通じたガバナンスを基本としつつ、地域密着型金融が深化、定着するような動機付け、環境整備を行ってきた。</u> <u>こうした中、地域金融機関（地域銀行、信用金庫、信用協同組合）においては、経営改善支援、事業再生支援、担保・保証に過度に依存しない融資等の取組みが行われてきている。一方、中小企業をはじめとした利用者からは、そうした取組みにとどまらず、経営課題への適切な助言や販路拡大等の経営支援、ニーズに合致した多様な金融サービスの提供が強く期待されている。</u></p> <p>(2) <u>このような状況を踏まえ、地域密着型金融の取組みについて利用者と地域金融機関の双方にとってより実効的なものとしていく観点から、地域金融機関の経営者や実務者、有識者等から忌憚のない意見を頂いた。これらの意見から、地域密着型金融の取組みに関する課題や改善の方向性を以下のとおり整理することができる。</u></p> <p>① <u>地域密着型金融の推進は、顧客企業（個人事業主を含む。以下同じ。）との長期的な取引関係を前</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

改正前	改正後
	<p><u>提とした取組みであり、その成果を短期間で金融機関の財務の健全性や収益力の向上に結びつけることは難しい場合が多く、中長期的な視点に立った取組みや評価が重要である。</u></p> <p>② <u>金融機関の営業店の業績管理が短期間で行われていることもあって、営業現場では、「短期的」な「量」重視に偏りやすくなっている。地道な企業訪問や経営相談・経営指導など、短期的な効果の測定が必ずしも容易でない継続的な取組みに関する姿勢や活動を評価・推進していくための工夫が必要である。</u></p> <p><u>また、金融機関は、当局に対する取組み実績の報告や開示を意識するあまり、網羅的な実績作りに陥りがちな面があり、当局の関与についても工夫が必要である。</u></p> <p>③ <u>地域金融機関は、人材やノウハウの面から、顧客企業に対し十分なソリューション（経営目標の実現や経営課題の解決を図るための方策）を必ずしも提案できていない。各業種に関する知識の吸収などノウハウの底上げが必要であり、営業店の人材育成、本支店間の連携強化、外部専門家や外部機関等との連携といった対応が課題となっている。</u></p> <p><u>顧客企業の経営改善や再建に際して金融機関に求められるのは、まずは、当該企業との日常的・継続的な接触を更に深めながら、その中で当該企業の事業価値を見極め、経営課題を発見・把握していく営業職員の目利き能力の向上である。</u></p> <p><u>顧客企業の経営課題を発見・把握した後は、金融機関が課題解決のための役割を常に全て担うのではなく、必要に応じ、積極的に地域の外部専門家や外部機関の知見・ノウハウを集めて対処していくことが有効である。また、金融機関が顧客企業の経営改善・再建支援を行うに当たって、債権者としての立場との利益相反が懸念される場合、これを防止するという観点からも、中立的な立場で関与できる外部専門家や外部機関等との連携は有効であると考えられる。</u></p> <p>④ <u>顧客企業の創業、成長、経営改善・再建のためには、まずは、当該企業の経営者自身が明確なビジョンをもって自ら主体的に取り組むことが重要である。自らの経営課題を正確かつ十分に認識できていない経営者も少なくないため、経営者の意識改革も必要である。</u></p> <p>⑤ <u>顧客企業の発展のためには、地域や広域の活性化策の中に、当該企業や取引先を戦略的に位置づけ支援することが有益である。そのためには、地方公共団体、商工関係団体等との連携が必要であり、特に、地方公共団体が実施する計画的で継続的な取組みとの有機的連携が重要である。</u></p> <p>⑥ <u>単なる金利の高低では計れない地域密着型金融のメリット（コンサルティング機能や長期的・安定的な金融仲介機能の提供）を地域の利用者に広く理解してもらうためには、積極的な情報発信、PRが必要である。発信する情報は、金融機関の創意工夫により、利用者が興味や関心を持てる具体的に分かりやすい内容とすることが重要である。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

改正前	改正後
	<p><u>⑦ 地域の中小企業等を支え地域経済を活性化するため、地域の関係者の連携・協力が一層重要になってきている。地域金融機関は、そうした連携・協力体制の中で、大きな役割を果たすことが期待されている。地域金融機関の経営者は、自ら強い使命感を持ち、地域金融機関と顧客・地域社会がともに栄えていくビジネスモデルを確立し具体的な取組みを推進するため、主導性を存分に発揮していく必要がある。地域金融機関はこうした取組みにより、地域の関係者からの期待に応えるとともに、顧客企業や地域経済全体の発展を通じて自らの顧客基盤を維持・拡大し、収益力や財務の健全性の向上にもつなげていくことが期待される。</u></p> <p><u>（注）地域密着型金融については、年1回、「利用者等の評価に関するアンケート調査」を実施し公表してきた。加えて、平成22年5月から6月にかけて地域金融機関の経営者から地域密着型金融の取組みに関する意見の提出を受けたほか、同年11月から12月にかけて地域金融機関の経営者や実務者、有識者等と面談し、特に顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮の現状や課題等について意見交換を行った。</u></p> <p><u>（3）以上のような課題認識を踏まえ、地域金融機関における地域密着型金融の取組みの一層の促進を図るため、今般、以下のとおり、監督指針を改正することとした。</u></p> <p><u>（注）平成22年12月24日に公表した「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」において、「地域密着型金融の促進」を「中小企業等に対するきめ細かで円滑な資金供給」の施策の一つとして掲げている。</u></p> <p><u>「Ⅱ-4-2 基本的考え方」においては、当局、地域金融機関、利用者等の関係者の認識の共有に資するため、地域密着型金融の目指すべき方向、特に地域金融機関が発揮すべきコンサルティング機能を具体的に示している。</u></p> <p><u>「Ⅱ-4-3 主な着眼点」においては、個々の具体的な取組みは各金融機関の自主的な経営判断に委ねつつ、当局は各金融機関に対し地域密着型金融を中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進するための態勢の整備・充実を促すという考え方の下、監督に当たって重点的に検証すべき態勢面の着眼点を示している。</u></p> <p><u>「Ⅱ-4-4 監督手法・対応」においては、地域金融機関の規模・特性等を踏まえた自主的・創造的な取組みを促すためのフォローアップや動機付け、環境整備の手法を示している。</u></p> <p><u>Ⅱ-4-2 基本的考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）</u></p> <p><u>（1）地域経済の活性化や健全な発展のためには、地域の中小企業等が事業拡大や経営改善等を通じて経済</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

改正前	改正後
	<p><u>活動を活性化していくとともに、地域金融機関を含めた地域の関係者が連携・協力しながら中小企業等の経営努力を積極的に支援していくことが重要である。なかでも、地域の情報ネットワークの要であり、人材やノウハウを有する地域金融機関においては、資金供給者としての役割にとどまらず、地域の中小企業等に対する経営支援や地域経済の活性化に積極的に貢献していくことが強く期待されている。</u></p> <p><u>(2) このため、地域金融機関は、経営戦略や経営計画等（以下「経営計画等」という。）の中で、地域密着型金融の推進をビジネスモデルの一つとして明確に位置づけ、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等（注）を踏まえて自主性・創造性を発揮しつつ、以下に示す「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」、「地域の面的再生への積極的な参画」、「地域や利用者に対する積極的な情報発信」の取組みを中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進することにより、顧客基盤の維持・拡大、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。</u></p> <p><u>（注）信用金庫及び信用協同組合は、地域銀行にも増して規模や人員に制約がある場合が多いことに加え、相互扶助・非営利という特性を有しており、取引先（会員・組合員資格）が原則として自らの地区内の小規模事業者に限定されている。</u></p> <p><u>(3) また、地域金融機関が、地域密着型金融を組織全体として継続的に推進していくためには、経営陣が主導性を十分に発揮して、本部による営業店支援、外部専門家や外部機関等との連携、職員のモチベーション（動機付け）の向上に資する評価、専門的な人材の育成やノウハウの蓄積といった推進態勢の整備・充実（注）を図っていくことが重要である。</u></p> <p><u>（注）規模や人員に制約がある場合が多い信用金庫及び信用協同組合については、中央機関や業界団体による業務補完・支援が不可欠である。したがって、これらを中心とした地域密着型金融の取組みに係る業務、態勢整備の連携等、業態内の相互扶助の実践・充実を図るべく、中央機関・業界団体の機能充実を通じた総合的な取組みを推進することが必要である。また、個別機関は、その自主的な態勢整備・強化に加えて、必要に応じ、中央機関・業界団体の機能活用を通じ、業態内において相互扶助の特性を十分発揮することが重要である。</u></p> <p><u>II-4-2-1 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮</u></p> <p><u>顧客企業の事業拡大や経営改善等に当たっては、まずもって、当該企業の経営者が自らの経営の目標や課題を明確に見定め、これを実現・解決するために意欲を持って主体的に取り組んでいくことが重要である。</u></p> <p><u>地域金融機関は、資金供給者としての役割にとどまらず、長期的な取引関係を通じて蓄積された情報や地域の外部専門家・外部機関等とのネットワークを活用してコンサルティング機能を発揮することにより、顧客企業の事業拡大や経営改善等に向けた自助努力を最大限支援していくことが求められている。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

改正前	改正後
	<p><u>このような顧客企業と地域金融機関双方の取組みが相乗効果を発揮することにより、顧客企業の事業拡大や経営改善等が着実に図られるとともに、顧客企業の返済能力が改善・向上し、将来の健全な資金需要が拡大していくことを通じて、地域金融機関の収益力や財務の健全性の向上も図られるという流れを定着させていくことが重要である。</u></p> <p><u>地域金融機関のコンサルティング機能は、顧客企業との日常的・継続的な関係から得られる各種情報を通じて経営の目標や課題を把握・分析した上で、適切な助言などにより顧客企業自身の課題認識を深めつつ、主体的な取組みを促し、同時に、最適なソリューションを提案・実行する、という形で発揮されることが一般的であるとみられる。以下に地域金融機関に期待される顧客企業に対するコンサルティング機能を具体的に示すこととする。</u></p> <p><u>なお、これは、当局及び地域金融機関、さらには顧客企業の認識の共有に資するために、本来は、顧客企業の状況や地域金融機関の規模・特性等に応じて種々多様であるコンサルティング機能を包括的に示したものである。コンサルティング機能の具体的な内容は、各金融機関において自らの規模・特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、金融機関に対して、これら全てを一律・網羅的に求めるものではないことに留意する必要がある。</u></p> <p><u>(1) 日常的・継続的な関係強化と経営の目標や課題の把握・分析</u></p> <p><u>① 日常的・継続的な関係強化を通じた経営の目標や課題の把握・分析とライフステージ等の見極め</u> <u>顧客企業との日常的・継続的な接触により経営の悩み等を率直に相談できる信頼関係を構築し、それを通じて得られた顧客企業の財務情報や各種の定性情報を基に、顧客企業の経営の目標や課題を把握する。</u></p> <p><u>そのうえで、以下のような点を総合的に勘案して、顧客企業の経営の目標や課題を分析し、顧客企業のライフステージ（発展段階）や事業の持続可能性の程度（以下「ライフステージ等」という。）等を適切かつ慎重に見極める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・顧客企業の経営資源、事業拡大や経営改善に向けた意欲、経営の目標や課題を実現・解決する能力</u> <u>・外部環境の見通し</u> <u>・顧客企業の関係者（取引先、他の金融機関、外部専門家、外部機関等）の協力姿勢</u> <u>・金融機関の取引地位（総借入残高に占める自らのシェア）や取引状況（設備資金／運転資金の別、取引期間の長短等）</u> <u>・金融機関の財務の健全性確保の観点</u> <p><u>② 顧客企業による経営の目標や課題の認識・主体的な取組みの促進</u> <u>顧客企業が自らの経営の目標や課題を正確かつ十分に認識できるよう適切に助言し、顧客企業がその実現・解決に向けて主体的に取り組むよう促す。顧客企業の認識が不十分な場合は、必要に応じて、</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

改正前	改正後													
	<p><u>他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携し、顧客企業に対し認識を深めるよう働きかけるとともに主体的な取組みを促す。</u></p>													
	<p>(2) <u>最適なソリューションの提案</u> <u>顧客企業の経営目標の実現や経営課題の解決に向けて、顧客企業のライフステージ等を適切かつ慎重に見極めた上で、当該ライフステージ等に応じて適時に最適なソリューションを提案する。その際、必要に応じて、他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携するとともに、国や地方公共団体の中小企業支援施策を活用する。</u></p> <p>(参考) <u>顧客企業のライフステージ等に応じて提案するソリューション（例）</u></p>													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="763 571 1131 710">顧客企業の ライフステージ等の類型</th> <th data-bbox="1131 571 1644 710">金融機関が提案するソリューション</th> <th data-bbox="1644 571 2089 710">外部専門家・外部機関等 との連携</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="763 710 1131 930"> <u>創業・新事業開拓を目指す顧客企業</u> </td> <td data-bbox="1131 710 1644 930"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>技術力・販売力や経営者の資質等を踏まえて新事業の価値を見極める。</u> ・ <u>公的助成制度の紹介やファンドの活用を含め、事業立上げ時の資金需要に対応。</u> </td> <td data-bbox="1644 710 2089 930"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>公的機関との連携による技術評価、製品化・商品化支援</u> ・ <u>地方公共団体の補助金や制度融資の紹介</u> ・ <u>企業育成ファンドの組成・活用</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="763 930 1131 1257"> <u>成長段階における更なる飛躍が見込まれる顧客企業</u> </td> <td data-bbox="1131 930 1644 1257"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ビジネスマッチングや技術開発支援により、新たな販路の獲得等を支援。</u> ・ <u>海外進出など新たな事業展開に向けて情報の提供や助言を実施。</u> ・ <u>事業拡大のための資金需要に対応。その際、事業価値を見極める融資手法（不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資）も活用。</u> </td> <td data-bbox="1644 930 2089 1257"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地方公共団体、中小企業関係団体、他の金融機関、業界団体等との連携によるビジネスマッチング</u> ・ <u>産学官連携による技術開発支援</u> ・ <u>JETRO、JBIC 等との連携による海外情報の提供・相談、現地での資金調達手法の紹介等</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="763 1257 1131 1505"> <u>経営改善が必要な顧客企業（自助努力により経営改善が見込まれる顧客企業など）</u> </td> <td data-bbox="1131 1257 1644 1505"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ビジネスマッチングや技術開発支援により新たな販路の獲得等を支援。</u> ・ <u>貸付けの条件の変更等。</u> ・ <u>新規の信用供与により新たな収益機会の獲得や中長期的な経費削減等が見込まれ、それが債務者の業況や財務</u> </td> <td data-bbox="1644 1257 2089 1505"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>中小企業診断士、税理士、経営相談員等からの助言・提案の活用（第三者の知見の活用）</u> ・ <u>他の金融機関、信用保証協会等と連携した返済計画の見直し</u> ・ <u>地方公共団体、中小企業関係団</u> </td> </tr> </tbody> </table>	顧客企業の ライフステージ等の類型	金融機関が提案するソリューション	外部専門家・外部機関等 との連携	<u>創業・新事業開拓を目指す顧客企業</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>技術力・販売力や経営者の資質等を踏まえて新事業の価値を見極める。</u> ・ <u>公的助成制度の紹介やファンドの活用を含め、事業立上げ時の資金需要に対応。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>公的機関との連携による技術評価、製品化・商品化支援</u> ・ <u>地方公共団体の補助金や制度融資の紹介</u> ・ <u>企業育成ファンドの組成・活用</u> 	<u>成長段階における更なる飛躍が見込まれる顧客企業</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ビジネスマッチングや技術開発支援により、新たな販路の獲得等を支援。</u> ・ <u>海外進出など新たな事業展開に向けて情報の提供や助言を実施。</u> ・ <u>事業拡大のための資金需要に対応。その際、事業価値を見極める融資手法（不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資）も活用。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地方公共団体、中小企業関係団体、他の金融機関、業界団体等との連携によるビジネスマッチング</u> ・ <u>産学官連携による技術開発支援</u> ・ <u>JETRO、JBIC 等との連携による海外情報の提供・相談、現地での資金調達手法の紹介等</u> 	<u>経営改善が必要な顧客企業（自助努力により経営改善が見込まれる顧客企業など）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ビジネスマッチングや技術開発支援により新たな販路の獲得等を支援。</u> ・ <u>貸付けの条件の変更等。</u> ・ <u>新規の信用供与により新たな収益機会の獲得や中長期的な経費削減等が見込まれ、それが債務者の業況や財務</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>中小企業診断士、税理士、経営相談員等からの助言・提案の活用（第三者の知見の活用）</u> ・ <u>他の金融機関、信用保証協会等と連携した返済計画の見直し</u> ・ <u>地方公共団体、中小企業関係団</u> 	
顧客企業の ライフステージ等の類型	金融機関が提案するソリューション	外部専門家・外部機関等 との連携												
<u>創業・新事業開拓を目指す顧客企業</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>技術力・販売力や経営者の資質等を踏まえて新事業の価値を見極める。</u> ・ <u>公的助成制度の紹介やファンドの活用を含め、事業立上げ時の資金需要に対応。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>公的機関との連携による技術評価、製品化・商品化支援</u> ・ <u>地方公共団体の補助金や制度融資の紹介</u> ・ <u>企業育成ファンドの組成・活用</u> 												
<u>成長段階における更なる飛躍が見込まれる顧客企業</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ビジネスマッチングや技術開発支援により、新たな販路の獲得等を支援。</u> ・ <u>海外進出など新たな事業展開に向けて情報の提供や助言を実施。</u> ・ <u>事業拡大のための資金需要に対応。その際、事業価値を見極める融資手法（不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資）も活用。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地方公共団体、中小企業関係団体、他の金融機関、業界団体等との連携によるビジネスマッチング</u> ・ <u>産学官連携による技術開発支援</u> ・ <u>JETRO、JBIC 等との連携による海外情報の提供・相談、現地での資金調達手法の紹介等</u> 												
<u>経営改善が必要な顧客企業（自助努力により経営改善が見込まれる顧客企業など）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ビジネスマッチングや技術開発支援により新たな販路の獲得等を支援。</u> ・ <u>貸付けの条件の変更等。</u> ・ <u>新規の信用供与により新たな収益機会の獲得や中長期的な経費削減等が見込まれ、それが債務者の業況や財務</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>中小企業診断士、税理士、経営相談員等からの助言・提案の活用（第三者の知見の活用）</u> ・ <u>他の金融機関、信用保証協会等と連携した返済計画の見直し</u> ・ <u>地方公共団体、中小企業関係団</u> 												

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

改正前	改正後	
		<p>等の改善につながることで債務償還能力の向上に資すると判断される場合には、新規の信用を供与。その際、事業価値を見極める融資手法（不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資）も活用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の方策を含む経営再建計画の策定を支援（顧客企業の理解を得つつ、顧客企業の実態を踏まえて経営再建計画を策定するために必要な資料を金融機関が作成することを含む）。定量的な経営再建計画の策定が困難な場合には、簡素・定性的であっても実効性のある課題解決の方向性を提案。
	<p><u>事業再生や業種転換が必要な顧客企業</u> （抜本的な事業再生や業種転換により経営の改善が見込まれる顧客企業など）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付けの条件の変更等を行うほか、金融機関の取引地位や取引状況等に応じ、DES・DDSやDIPファイナンスの活用、債権放棄も検討。 ・上記の方策を含む経営再建計画の策定を支援。
	<p><u>事業の持続可能性が見込まれない顧客企業</u> （事業の存続がいたずらに長引くことで、却って、経営者の生活再建や当該顧客企業の取引先の事業等に悪影響が見込まれる先など）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付けの条件の変更等の申込みに対しては、機械的にこれに応ずるのではなく、事業継続に向けた経営者の意欲、経営者の生活再建、当該顧客企業の取引先等への影響、金融機関の取引地位や取引状況、財務の健全性確保の観点等を総合的に勘案し、慎重かつ十分な検討を行う。 ・その上で、債務整理等を前提とした顧客企業の再起に向けた適切な助言や顧客企業が自主廃業を選択する場合の取引先対応等を含めた円滑な処

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

改正前	改正後	
		<p>理等への協力を含め、顧客企業自身や関係者にとって真に望ましいソリューションを適切に実施。</p> <p>・その際、顧客企業の納得性を高めるための十分な説明に努める。</p>
事業承継が必要な顧客企業		<p>・後継者の有無や事業継続に関する経営者の意向等を踏まえつつ、M&Aのマッチング支援、相続対策支援等を実施。</p> <p>・MBOやEBO等を実施する際の株式買取資金などの事業承継時の資金需要に対応。</p> <p>・M&A支援会社等の活用</p> <p>・税理士等を活用した自社株評価・相続税試算</p> <p>・信託業者、行政書士、弁護士を活用した遺言信託の設定</p>
<p>(注1) この図表の例示に当てはまらない対応が必要となる場合もある。例えば、金融機関が適切な融資等を実行するために必要な信頼関係の構築が困難な顧客企業（金融機関からの真摯な働きかけにもかかわらず財務内容の正確な開示に向けた誠実な対応が見られない顧客企業、反社会的勢力との関係が疑われる顧客企業など）の場合は、金融機関の財務の健全性や業務の適切な運営の確保の観点を念頭に置きつつ、債権保全の必要性を検討するとともに、必要に応じて、税理士や弁護士等と連携しながら、適切かつ速やかな対応を実施することも考えられる。</p> <p>(注2) 経営再建計画や課題解決の方向性が、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に該当する場合には（該当要件については、本監督指針Ⅲ－4－9－4－3リスク管理債権額の開示を参照のこと）、当該経営再建計画や課題解決の方向性に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないこととなる。</p> <p>(3) 顧客企業等との協働によるソリューションの実行及び進捗状況の管理</p> <p>顧客企業や連携先とともに、ソリューションの合理性や実行可能性を検証・確認した上で、協働してソリューションを実行する。</p> <p>ソリューションの実行後においても、必要に応じて連携先と協力しながら、ソリューションの実行状況を継続的にモニタリングするとともに、経営相談や経営指導を行っていくなど、進捗状況を適切に管理する。</p> <p>なお、進捗状況の管理を行っている間に、ソリューションの策定当初には予期し得なかった外部環境の大きな変化等を察知した場合には、実行しているソリューションについて見直しの要否を顧客企業や連携先とともに検討する。見直しが必要な場合は、そうした変化や見直しの必要性等を顧客企業が認識</p>		

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

改正前	改正後
	<p><u>できるよう適切な助言を行った上で、ソリューションの見直しを提案し、顧客企業や連携先と協働して実行する。</u></p> <p>Ⅱ－４－２－２ 地域の面的再生への積極的な参画</p> <p><u>地域金融機関は、成長分野の育成や産業集積による高付加価値化などの地域の面的再生に向けた取組みに積極的に参画することが期待されている。</u></p> <p><u>このため、まずは、利用者や関係機関との日常的・継続的な接触を通じて得られる各種の地域情報を収集・蓄積しつつ、地域経済の課題や発展の可能性等を把握・分析することが重要である。</u></p> <p><u>その上で、自らが貢献可能な分野や役割を検討し、例えば、地方公共団体による地域活性化に関するプロジェクトに対して情報・ノウハウ・人材を提供すること、地方公共団体や中小企業関係団体等の関係機関と連携しながら地域的・広域的な活性化プランを策定すること等により、地域の面的再生に向けて積極的な役割を果たしていくことが重要である。</u></p> <p><u>その際、例えば、地域活性化プランの中に自らの顧客企業を戦略的に位置づけ支援するなど、地域経済全体の活性化と同時に顧客企業の事業拡大や経営改善を図っていくという視点も重要である。</u></p> <p><u>なお、このような地域の面的再生への参画については、地域金融機関にコストを無視した地域貢献までを求めるものではない。地域金融機関は、コストとリスクを適切に把握しつつ、中長期的な視点に立って、自らの経営基盤である地域の面的再生に積極的に取り組むことにより、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。</u></p> <p>Ⅱ－４－２－３ 地域や利用者に対する積極的な情報発信</p> <p><u>地域金融機関は、地域密着型金融の取組みに関して、具体的な目標やその成果を地域や利用者に対し積極的に情報発信していくことが重要である。</u></p> <p><u>その際、地域密着型金融は顧客企業にとっても大きなメリットがあること、すなわち、金融機関との関係を単なる金利の高低で計るのではなく、地域密着型金融を積極的に推進している金融機関との信頼関係の強化を通じて、当該金融機関によるコンサルティング機能や長期的・安定的な金融仲介機能の提供が期待できることを積極的かつ具体的に発信していくことが重要である。更に、地域の面的再生への積極的な参画に関する取組みを発信し、自らの経営基盤である地域の経済や社会に対して責任ある立場を保持し続けるという意思を表明することにより、利用者の信頼や支持を高めていくことも重要である。</u></p> <p><u>このような情報発信を通じて、地域密着型金融の取組みに対する利用者の理解を深め、金利競争に陥ることなく個性的なサービスを推進し、地域における評価を確立することにより顧客基盤の維持・拡大を図り、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。</u></p> <p>Ⅱ－４－３ 主な着眼点</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

改正前	改正後
	<p><u>以上の基本的な考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）を踏まえ、各地域金融機関が地域密着型金融の取組みを組織全体として継続的に推進するための態勢整備の状況について以下の着眼点に基づき検証していく。</u></p> <p><u>なお、以下の（１）～（８）の態勢整備の具体的な内容や水準については、各金融機関において、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、金融機関に一律・画一的な対応を求めるものではないことに留意する必要がある。</u></p> <p><u>（１）「Ⅱ－４－２ 基本的考え方」の「Ⅱ－４－２－１」～「Ⅱ－４－２－３」の取組みを推進するために、経営陣は、主導性を十分に発揮して、これらの取組みを経営計画等に明確に位置付けるとともに、当該経営計画等を組織全体として着実に遂行できるよう、職員への周知徹底も含め必要な態勢の整備に努めているか。また、取組みの成果を検証し、必要な改善策を経営計画等に反映するよう努めているか。</u></p> <p><u>（２）地域密着型金融の取組みを組織全体として推進するため、本部による営業店支援態勢の整備に努めているか。</u></p> <p><u>（３）自金融機関における専門的な人材やノウハウの不足の補完や、中長期的な人材育成やノウハウ蓄積の観点を踏まえつつ、必要に応じ、適時適切に、外部専門家（税理士、弁護士、中小企業診断士、経営相談員等）、外部機関（地方公共団体、経済産業局、商工会議所、商工会、JETRO、JBIC、企業再生支援機構、中小企業再生支援協議会、中小企業基盤整備機構等）、他の金融機関等と連携できるよう、本部や営業店等において連携態勢の整備に努めているか。</u></p> <p><u>（注）具体的な連携先は、各金融機関において、自らの規模や特性、地域の実情、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものである。金融機関に対し、括弧内に例示している先全てと連携するよう求めるものではなく、またこれら以外の先との連携を排除するものではないことに留意する必要がある。</u></p> <p><u>また、金融機関が保有する顧客企業の経営に関する情報を連携先と共有する場合には、顧客企業の同意が前提となることに留意する必要がある。</u></p> <p><u>（４）コンサルティング機能の発揮や地域の面的再生への積極的な参画に関する取組みを支えるための専門的な金融手法や知識等のノウハウを持つ専門的な人材の育成や活用に努めているか。また、そうしたノウハウや各種の地域情報を収集・蓄積するとともに、営業店と本部の適切な連携により組織全体で共有するよう努めているか。</u></p> <p><u>（５）地域密着型金融の取組みについて、具体的な目標やその成果を地域や利用者に対して積極的に情報発</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

改正前	改正後
	<p><u>信するよう努めているか。その際、利用者が地域の面的再生に向けた取組みの成果や地域における融資の取組みなど地域への貢献の状況を適切に評価できるよう工夫しているか。また、利用者の評価を金融機関の業務に適切に反映するための態勢整備が図られているか。</u></p> <p><u>（注1）各地域金融機関においては、地域密着型金融の推進に関する基本方針、重点事項、具体的な目標とその成果等について、定期的に、自主性・創造性を発揮しつつ分かりやすい形でホームページ等において公表することが望まれる。</u></p> <p><u>（注2）利用者の理解を深めるとともに、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する観点から、個別金融機関における情報発信に加え、業界団体が中心となって、業界全体の取組み状況や取組み事例集を公表するなど、各業態の特色ある取組みを積極的に情報発信することが望まれる。</u></p> <p><u>（6）職員のモチベーションの向上に資するため、顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮や地域の面的再生への積極的な参画に関する取組みを業務上の評価に適正に反映するよう努めているか。</u></p> <p><u>（7）定期的かつ必要に応じ、内部監査等を実施することにより、地域密着型金融を推進するための態勢が整備されていることを確認しているか。また、当該監査等の結果を踏まえ、必要に応じて推進態勢を改善・充実していくなど、監査等を有効に活用する態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>（8）信用金庫及び信用協同組合については、必要に応じ、地域密着型金融の取組みに係る中央機関・業界団体が有する各種業務支援・補完機能を有効に活用するための態勢の整備に努めているか。また、信用金庫及び信用協同組合の中央機関は、傘下金融機関のニーズ等を踏まえて、傘下金融機関に対する業務補完・支援を十分に推進する態勢の整備に努めているか。</u></p> <p><u>（注）信用金庫及び信用協同組合の業界団体においては、傘下金融機関のニーズ等を踏まえて、中央機関との適切な役割分担の下、傘下金融機関に対する業務補完・支援を十分に推進する態勢を整備することが望まれる。</u></p> <p><u>Ⅱ－４－４ 監督手法・対応</u></p> <p><u>各金融機関における地域密着型金融の取組みの検証に当たっては、短期的な視点で個別手法の単なる定量的な実績を評価するのではなく、中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進しているかという観点から、経営計画等における位置付けや態勢整備の状況を重視した評価を行うものとする。</u></p> <p><u>また、地域密着型金融の推進に当たっては、各金融機関による規模や特性等を踏まえた自主性・創造性を発揮した取組みを深化・定着させていくような動機付け、環境整備を図っていくものとする。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

改正前	改正後
	<p><u>さらに、地域の中小企業等への支援や地域経済の活性化等のための施策を実施する中小企業庁、経済産業局等の関係省庁等と中央・地方両レベルで連携強化を図っていくものとする。</u></p> <p><u>(1) 各種ヒアリングの機会を通じ、上記の監督上の着眼点に基づき、各金融機関における地域密着型金融の取組み状況をフォローアップしつつ、当該取組みが利用者と地域金融機関の双方にとってより実効的なものとなるよう建設的な意見交換を行うことにより、各金融機関が自主性・創造性を発揮しつつ取り組んでいくよう促していく。</u></p> <p><u>ヒアリングに当たっては、経営計画等の策定、実行、評価の各段階に合わせて、それぞれ、経営計画等における位置づけや内容、進捗状況、取組み成果の評価と次期経営計画等への反映状況を中心に意見交換を行う。</u></p> <p><u>トップヒアリングにおいては、金融機関経営者から、地域密着型金融の推進に関する経営計画等における位置付け、重点分野（地域・業種等）や当該分野における取組み手法等の戦略、「Ⅱ－４－３ 主な着眼点」に定める態勢整備の状況及びそれらに関する経営陣の主導性の発揮状況等を確認するとともに、経営計画等の着実な実施を促す。</u></p> <p><u>総合的なヒアリング等においては、営業現場の責任者等から、顧客企業との接触状況を含めたコンサルティング機能の発揮の個別具体的な実践（現場における課題や本部との連携の状況を含む）まで踏み込んで確認する。</u></p> <p><u>(2) 地域金融機関における地域密着型金融の取組みに関する利用者等の評価を把握するための調査を年1回実施し、その結果を公表するとともに、爾後の監督対応に活用する。</u></p> <p><u>(3) 各金融機関による規模や特性等を踏まえた自主性・創造性を発揮した取組みを深化・定着させていくような動機付け、環境整備を図るとともに、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する観点から、各財務局等において、地域金融機関が自らの地域密着型金融の取組みを説明し、地域関係者が議論・評価する会議（いわゆるシンポジウム）を、年1回以上開催する。あわせて、特に先進的な取組みや、広く実践されることが望ましい取組みについては、年1回、顕彰を実施する。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

改正前	改正後
<p>Ⅱ－<u>6</u> 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組み (省略)</p>	<p>Ⅱ－<u>5</u> 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組み (省略)</p>
<p>Ⅱ－<u>6</u>－1 意義 (省略)</p>	<p>Ⅱ－<u>5</u>－1 意義 (省略)</p>
<p>Ⅱ－<u>6</u>－2 成長可能性を重視した融資等の取組みに係る基本的考え方 (省略)</p>	<p>Ⅱ－<u>5</u>－2 成長可能性を重視した融資等の取組みに係る基本的考え方 (省略)</p>
<p>Ⅱ－<u>6</u>－3 監督手法・対応 (省略)</p>	<p>Ⅱ－<u>5</u>－3 監督手法・対応 (省略)</p>
<p>Ⅱ－<u>7</u> 消費者向け貸付けを行う際の留意点 (省略)</p>	<p>Ⅱ－<u>6</u> 消費者向け貸付けを行う際の留意点 (省略)</p>
<p>Ⅱ－<u>7</u>－1 意義 (省略)</p>	<p>Ⅱ－<u>6</u>－1 意義 (省略)</p>
<p>Ⅱ－<u>7</u>－2 主な着眼点 (省略)</p>	<p>Ⅱ－<u>6</u>－2 主な着眼点 (省略)</p>
<p>Ⅱ－<u>7</u>－3 監督手法・対応 (省略)</p>	<p>Ⅱ－<u>6</u>－3 監督手法・対応 (省略)</p>
<p>Ⅱ－<u>8</u> 障がい者等に配慮した金融サービスの提供 (省略)</p>	<p>Ⅱ－<u>7</u> 障がい者等に配慮した金融サービスの提供 (省略)</p>
<p>Ⅱ－<u>8</u>－1 意義 (省略)</p>	<p>Ⅱ－<u>7</u>－1 意義 (省略)</p>
<p>Ⅱ－<u>8</u>－2 主な着眼点 (省略)</p>	<p>Ⅱ－<u>7</u>－2 主な着眼点 (省略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(2) 業務運営態勢等</p> <p>④ 情報発信について</p> <p>障がい者等に配慮した取組みを行っている店舗や全盲の利用者も単独で利用できる機能を付加したATM（以下「対応ATM」という。）等の場所や内容（音声誘導システムの有無などを含む。）について、銀行が、障がい者等の視覚・聴覚等で認識されるよう、情報発信に努めているか。</p> <p>また、障がい者等に配慮した取組みを行っている場合、その事例をCSR（本監督指針「Ⅱ－9 企業の社会的責任（CSR）についての情報開示等」を参照のこと）事例として積極的に公表することが望ましい。</p> <p>（省略）</p> <p>Ⅱ－8－3 監督手法・対応 （省略）</p> <p>Ⅱ－9 企業の社会的責任（CSR）についての情報開示等 （省略）</p> <p>Ⅱ－9－1 意義 （省略）</p> <p>Ⅱ－9－2 主な着眼点 （省略）</p> <p>Ⅱ－9－3 監督手法・対応 （省略）</p>	<p>(2) 業務運営態勢等</p> <p>④ 情報発信について</p> <p>障がい者等に配慮した取組みを行っている店舗や全盲の利用者も単独で利用できる機能を付加したATM（以下「対応ATM」という。）等の場所や内容（音声誘導システムの有無などを含む。）について、銀行が、障がい者等の視覚・聴覚等で認識されるよう、情報発信に努めているか。</p> <p>また、障がい者等に配慮した取組みを行っている場合、その事例をCSR（本監督指針「Ⅱ－8 企業の社会的責任（CSR）についての情報開示等」を参照のこと）事例として積極的に公表することが望ましい。</p> <p>（省略）</p> <p>Ⅱ－7－3 監督手法・対応 （省略）</p> <p>Ⅱ－8 企業の社会的責任（CSR）についての情報開示等 （省略）</p> <p>Ⅱ－8－1 意義 （省略）</p> <p>Ⅱ－8－2 主な着眼点 （省略）</p> <p>Ⅱ－8－3 監督手法・対応 （省略）</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

改正前	改正後
<p><u>V-2 信用金庫及び信用協同組合における地域密着型金融の取組みに係る留意点</u> (省略)</p>	(削除)
<p><u>V-2-1 意義</u> (省略)</p>	(削除)
<p><u>V-2-1-1 経緯</u> (省略)</p>	(削除)
<p><u>V-2-1-2 基本的考え方</u> (省略)</p>	(削除)
<p><u>V-2-2 主な着眼点</u> (省略)</p>	(削除)
<p><u>V-2-2-1 信用金庫及び信用協同組合に対する基本的考え方</u> (省略)</p>	(削除)
<p><u>V-2-2-2 中央機関・業界団体に対する基本的な考え方</u> (省略)</p>	(削除)
<p><u>V-2-3 監督手法・対応</u> (省略)</p>	(削除)
<p><u>V-2-3-1 地域密着型金融に関するヒアリング等</u> (省略)</p>	(削除)
<p><u>V-2-3-2 中央機関・業界団体に対する対応</u> (省略)</p>	(削除)

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

改正前	改正後
<p>V-3 信用金庫及び信用協同組合における経営力の強化に向けた取組みに係る留意点 （省略）</p>	<p>V-2 信用金庫及び信用協同組合における経営力の強化に向けた取組みに係る留意点 （省略）</p>
<p>V-3-1 意義 （省略）</p>	<p>V-2-1 意義 （省略）</p>
<p>V-3-1-1 経緯 （省略）</p>	<p>V-2-1-1 経緯 （省略）</p>
<p>V-3-1-2 基本的考え方 （省略）</p>	<p>V-2-1-2 基本的考え方 （省略）</p>
<p>V-3-2 主な着眼点 （省略）</p>	<p>V-2-2 主な着眼点 （省略）</p>
<p>V-3-2-1 信用金庫及び信用協同組合に対する主な着眼点 （省略）</p>	<p>V-2-2-1 信用金庫及び信用協同組合に対する主な着眼点 （省略）</p>
<p>V-3-2-1-1 経営管理（ガバナンス） （省略）</p>	<p>V-2-2-1-1 経営管理（ガバナンス） （省略）</p>
<p>V-3-2-1-2 リスク管理態勢 （省略）</p>	<p>V-2-2-1-2 リスク管理態勢 （省略）</p>
<p>V-3-2-2 中央機関に対する主な着眼点 （省略）</p>	<p>V-2-2-2 中央機関に対する主な着眼点 （省略）</p>
<p>V-3-3 監督手法・対応 （省略）</p>	<p>V-2-3 監督手法・対応 （省略）</p>
<p>V-3-3-1 信用金庫及び信用協同組合に対する対応</p>	<p>V-2-3-1 信用金庫及び信用協同組合に対する対応 （1）信用金庫及び信用協同組合については、トップヒアリング及び総合的なヒアリングの機会を活用し、</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(1) 信用金庫及び信用協同組合については、トップヒアリング及び総合的なヒアリングの機会を活用し、経営力強化に向けた取組みについて、必要に応じ、上記V-3-2-1の着眼点を踏まえたヒアリングを実施し、経営力強化に向けた取組み状況等についての的確に把握することとする。</p> <p>その際には、自らの規模・体制等を的確に把握し、経営力の強化について、中央機関・業界団体による各種業務支援・補完機能を適切に活用しているかについての的確に把握することとする。</p> <p>特に、早期警戒制度（安定性改善措置）を講じる際には、自らの有価証券運用に係る規模・体制、運用状況等を的確に把握し、必要に応じて、中央機関による市場リスク等の管理に係る業務支援・補完機能や、傘下金融機関の余裕資金を運用して収益を還元する機能を適切に活用しているか等についても記載を求め、検証することとする。</p> <p>また、早期警戒制度（信用リスク改善措置）を講じる際には、取引先との長期的な密度の高いコミュニケーションを確保する組織的な枠組みを構築することにより、当該取引先の正確な経営実態の把握、早期の事業再生に向けた取組みの着手、不良債権の発生の未然防止等が図られているか等についても記載を求め、検証することとする。</p> <p>(省略)</p> <p>V-3-3-2 中央機関に対する対応</p> <p>中央機関・業界団体による傘下金融機関に対する経営力強化に向けた取組みに係る業務補</p>	<p>経営力強化に向けた取組みについて、必要に応じ、上記V-2-2-1の着眼点を踏まえたヒアリングを実施し、経営力強化に向けた取組み状況等についての的確に把握することとする。</p> <p>その際には、自らの規模・体制等を的確に把握し、経営力の強化について、中央機関・業界団体による各種業務支援・補完機能を適切に活用しているかについての的確に把握することとする。</p> <p>特に、早期警戒制度（安定性改善措置）を講じる際には、自らの有価証券運用に係る規模・体制、運用状況等を的確に把握し、必要に応じて、中央機関による市場リスク等の管理に係る業務支援・補完機能や、傘下金融機関の余裕資金を運用して収益を還元する機能を適切に活用しているか等についても記載を求め、検証することとする。</p> <p>また、早期警戒制度（信用リスク改善措置）を講じる際には、取引先との長期的な密度の高いコミュニケーションを確保する組織的な枠組みを構築することにより、当該取引先の正確な経営実態の把握、早期の事業再生に向けた取組みの着手、不良債権の発生の未然防止等が図られているか等についても記載を求め、検証することとする。</p> <p>(省略)</p> <p>V-2-3-2 中央機関に対する対応</p> <p>中央機関・業界団体による傘下金融機関に対する経営力強化に向けた取組みに係る業務補完・支援の状況については、金融庁監督局において、上記V-2-2-2の着眼点等を踏まえたヒアリングを実施し、取組</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

改正前	改正後
<p>完・支援の状況については、金融庁監督局において、上記V-3-2-2の着眼点等を踏まえたヒアリングを実施し、取組み状況等を的確に把握することとする。</p> <p>特に、V-3-2-2（3）において要請している事項は、預貸率の低下により緊要の課題であることから、必要に応じて傘下金融機関に対する適切な対応・機能提供が図れる態勢となっているかについて、定期的なヒアリング等を通じて的確に把握することとする。</p>	<p>み状況等を的確に把握することとする。</p> <p>特に、V-2-2-2（3）において要請している事項は、預貸率の低下により緊要の課題であることから、必要に応じて傘下金融機関に対する適切な対応・機能提供が図れる態勢となっているかについて、定期的なヒアリング等を通じて的確に把握することとする。</p>
<p>V-4 信用金庫及び信用金庫連合会関係 （省略）</p>	<p>V-3 信用金庫及び信用金庫連合会関係 （省略）</p>
<p>V-4-1 監督部局間における連携 （省略）</p>	<p>V-3-1 監督部局間における連携 （省略）</p>
<p>V-4-1-1 金融庁との連携 （省略）</p>	<p>V-3-1-1 金融庁との連携 （省略）</p>
<p>V-4-1-2 財務局間における連携 （省略）</p>	<p>V-3-1-2 財務局間における連携 （省略）</p>
<p>V-4-2 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任 （省略）</p>	<p>V-3-2 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任 （省略）</p>
<p>V-4-2-1 （省略）</p>	<p>V-3-2-1 （省略）</p>
<p>V-4-2-2 財務事務所長の行政報告 （省略）</p>	<p>V-3-2-2 財務事務所長の行政報告 （省略）</p>
<p>V-4-3 信用金庫台帳 財務局管内の信用金庫について信用金庫台帳</p>	<p>V-3-3 信用金庫台帳 財務局管内の信用金庫について信用金庫台帳（様式・参考資料編 様式V-3-3参照）を6月末日現在</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

改正前	改正後
<p>（様式・参考資料編 様式V-4-3参照）を6月末日現在にて作成するものとし、その写1部を7月末までに監督局長に提出するものとする。また、記入事項に変更があった場合（軽微なものを除く。）にも遅滞なくその写1部を提出するものとする。</p> <p>なお、各財務局の創意・工夫による様式の変更、項目の追加を妨げるものではない。</p>	<p>にて作成するものとし、その写1部を7月末までに監督局長に提出するものとする。また、記入事項に変更があった場合（軽微なものを除く。）にも遅滞なくその写1部を提出するものとする。</p> <p>なお、各財務局の創意・工夫による様式の変更、項目の追加を妨げるものではない。</p>
<p>V-4-4 信用金庫の事務所関係 （省略）</p>	<p>V-3-4 信用金庫の事務所関係 （省略）</p>
<p>V-4-5 財務報告における内部統制 （省略）</p>	<p>V-3-5 財務報告における内部統制 （省略）</p>
<p>V-4-6 信用金庫等に求められる開示の類型 （省略）</p>	<p>V-3-6 信用金庫等に求められる開示の類型 （省略）</p>
<p>V-4-7 監督指針の準用 （省略）</p>	<p>V-3-7 監督指針の準用 （省略）</p>
<p>V-4-7-1 （省略）</p>	<p>V-3-7-1 （省略）</p>
<p>V-4-7-2 （省略）</p>	<p>V-3-7-2 （省略）</p>
<p>V-5 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係 （省略）</p>	<p>V-4 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係 （省略）</p>
<p>V-5-1 監督部局間における連携 （省略）</p>	<p>V-4-1 監督部局間における連携 （省略）</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

改正前	改正後
<p>V-5-1-1 金融庁との連携 (省略)</p>	<p>V-4-1-1 金融庁との連携 (省略)</p>
<p>V-5-1-2 財務局間における連携 (省略)</p>	<p>V-4-1-2 財務局間における連携 (省略)</p>
<p>V-5-1-3 認可事項の審査に際しての留意点 (省略)</p>	<p>V-4-1-3 認可事項の審査に際しての留意点 (省略)</p>
<p>V-5-1-4 予備審査に際しての留意点 (省略)</p>	<p>V-4-1-4 予備審査に際しての留意点 (省略)</p>
<p>V-5-1-5 業務報告書の受理に際しての留意点 (省略)</p>	<p>V-4-1-5 業務報告書の受理に際しての留意点 (省略)</p>
<p>V-5-2 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任 (省略)</p>	<p>V-4-2 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任 (省略)</p>
<p>V-5-2-1 (省略)</p>	<p>V-4-2-1 (省略)</p>
<p>V-5-2-2 財務事務所長の行政報告 (省略)</p>	<p>V-4-2-2 財務事務所長の行政報告 (省略)</p>
<p>V-5-3 信用協同組合台帳 財務局管内の信用協同組合について信用協同組合台帳(様式・参考資料編 様式V-5-3参照)を6月末現在にて作成するものとし、その写1部を7月末までに監督局長に提出するものとする。また、記入事項に変更があった場合(軽微なものを除く。)にも遅滞なくその写1部を提出するものとする。</p>	<p>V-4-3 信用協同組合台帳 財務局管内の信用協同組合について信用協同組合台帳(様式・参考資料編 様式V-4-3参照)を6月末現在にて作成するものとし、その写1部を7月末までに監督局長に提出するものとする。また、記入事項に変更があった場合(軽微なものを除く。)にも遅滞なくその写1部を提出するものとする。 なお、各財務局の創意工夫による様式の変更、項目の追加を妨げるものではない。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

改正前	改正後
<p>なお、各財務局の創意工夫による様式の変更、項目の追加を妨げるものではない。</p> <p>V-<u>5</u>-4 信用リスク改善措置の運用に際しての留意点 (省略)</p> <p>V-<u>5</u>-5 信用協同組合等の事務所 (省略)</p> <p>V-<u>5</u>-6 財務報告における内部統制 (省略)</p> <p>V-<u>5</u>-7 信用協同組合等に求められる開示の類型 (省略)</p> <p>V-<u>5</u>-8 監督指針の準用 (省略)</p> <p>V-<u>5</u>-8-1 信用協同組合等に関して、本監督指針 I から IV まで（II-3-1-5、II-3-6-2 (15)、III-1-1-2 (3) 及び (4)、III-1-2、III-1-4、III-1-5 (1)、(2) 及び (3)、III-4-6-3 (1)、III-4-9-2、III-4-9-3、III-4-11、III-4-13、III-4-16 並びに IV-5-2-4 を除く。）及び様式・参考資料編を準用する。 なお、定款において組合員資格を特定の職域や業域に限定している信用協同組合に関しては、本監督指針の II-4 及び II-5 については準用しない（ただし、当該信用協同組合の自主的な取組みを妨げるものではない。）。</p>	<p>V-<u>4</u>-4 信用リスク改善措置の運用に際しての留意点 (省略)</p> <p>V-<u>4</u>-5 信用協同組合等の事務所 (省略)</p> <p>V-<u>4</u>-6 財務報告における内部統制 (省略)</p> <p>V-<u>4</u>-7 信用協同組合等に求められる開示の類型 (省略)</p> <p>V-<u>4</u>-8 監督指針の準用 (省略)</p> <p>V-<u>4</u>-8-1 信用協同組合等に関して、本監督指針 I から IV まで（II-3-1-5、II-3-6-2 (15)、III-1-1-2 (3) 及び (4)、III-1-2、III-1-4、III-1-5 (1)、(2) 及び (3)、III-4-6-3 (1)、III-4-9-2、III-4-9-3、III-4-11、III-4-13、III-4-16 並びに IV-5-2-4 を除く。）及び様式・参考資料編を準用する。 なお、定款において組合員資格を特定の職域や業域に限定している信用協同組合に関しては、本監督指針の II-4 については準用しない（ただし、当該信用協同組合の自主的な取組みを妨げるものではない。）。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

改正前	改正後
<p>V-<u>5</u>-8-2 (省略)</p>	<p>V-<u>4</u>-8-2 (省略)</p>
<p>V-<u>5</u>-9 金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第10条第1項第9号に定める届出等について（金融商品取引法施行時より適用）</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) また、必要に応じ、信用協同組合の市場リスク等に係る内部管理態勢の整備状況について把握することとし、その際には、V-<u>3</u>-2-1-2(2)やII-2-5における市場リスク管理に係る主な着眼点及び監督手法・対応を参照する。</p>	<p>V-<u>4</u>-9 金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第10条第1項第9号に定める届出等について（金融商品取引法施行時より適用）</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) また、必要に応じ、信用協同組合の市場リスク等に係る内部管理態勢の整備状況について把握することとし、その際には、V-<u>2</u>-2-1-2(2)やII-2-5における市場リスク管理に係る主な着眼点及び監督手法・対応を参照する。</p>
<p>V-<u>6</u> 労働金庫及び労働金庫連合会関係 (省略)</p>	<p>V-<u>5</u> 労働金庫及び労働金庫連合会関係 (省略)</p>
<p>V-<u>6</u>-1 監督部局間における連携 (省略)</p>	<p>V-<u>5</u>-1 監督部局間における連携 (省略)</p>
<p>V-<u>6</u>-1-1 金融庁と財務局間における連携 (省略)</p>	<p>V-<u>5</u>-1-1 金融庁と財務局間における連携 (省略)</p>
<p>V-<u>6</u>-1-2 財務局と都道府県間における連携 (省略)</p>	<p>V-<u>5</u>-1-2 財務局と都道府県間における連携 (省略)</p>
<p>V-<u>6</u>-2 労働金庫台帳 財務局管内の労働金庫について労働金庫台帳（様式・参考資料編 様式V-<u>6</u>-2参照）を6月末日現在にて作成するものとし、その写1部を7月末日までに監督局長に提出するものとする。</p>	<p>V-<u>5</u>-2 労働金庫台帳 財務局管内の労働金庫について労働金庫台帳（様式・参考資料編 様式V-<u>5</u>-2参照）を6月末日現在にて作成するものとし、その写1部を7月末日までに監督局長に提出するものとする。また、記入事項に変更があった場合（軽微なものを除く。）にも遅滞なくその写1部を提出するものとする。 なお、各財務局の創意・工夫による様式の変更、項目の追加を妨げるものではない。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

改正前	改正後
<p>る。また、記入事項に変更があった場合（軽微なものを除く。）にも遅滞なくその写1部を提出するものとする。</p> <p>なお、各財務局の創意・工夫による様式の変更、項目の追加を妨げるものではない。</p> <p>V-6-3 労働金庫の事務所関係 （省略）</p> <p>V-6-4 財務報告における内部統制 （省略）</p> <p>V-6-5 労働金庫等に求められる開示の類型 （省略）</p> <p>V-6-6 監督指針の準用 （省略）</p> <p>V-6-6-1 労働金庫等に関して、本監督指針IからIVまで（II-3-1-5、II-3-6-2（15）、II-4、II-4、II-5、III-1-1-2（3）及び（4）、III-1-2、III-1-4、III-1-5（1）、（2）及び（3）、III-4-6-3（1）、III-4-9-2、III-4-9-3、III-4-11、III-4-13、III-4-16並びにIV-5-2-4を除く。）及び様式・参考資料編を準用する。</p> <p>なお、総代会機能の向上、半期開示の充実、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢の強化、及び、中央機関における傘下労働金庫に対する業務補完・支援等については、労働金庫等に対しても求められる取組みであることから、労働金庫等に対する監督に当たっては、必要に応じ、V-3を準用することとする。</p>	<p>V-5-3 労働金庫の事務所関係 （省略）</p> <p>V-5-4 財務報告における内部統制 （省略）</p> <p>V-5-5 労働金庫等に求められる開示の類型 （省略）</p> <p>V-5-6 監督指針の準用 （省略）</p> <p>V-5-6-1 労働金庫等に関して、本監督指針IからIVまで（II-3-1-5、II-3-6-2（15）、II-4、III-1-1-2（3）及び（4）、III-1-2、III-1-4、III-1-5（1）、（2）及び（3）、III-4-6-3（1）、III-4-9-2、III-4-9-3、III-4-11、III-4-13、III-4-16並びにIV-5-2-4を除く。）及び様式・参考資料編を準用する。</p> <p>なお、総代会機能の向上、半期開示の充実、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢の強化、及び、中央機関における傘下労働金庫に対する業務補完・支援等については、労働金庫等に対しても求められる取組みであることから、労働金庫等に対する監督に当たっては、必要に応じ、V-2を準用することとする。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

改正前				改正後			
<p>V-6-6-2 (省略)</p> <p>業態別の準用一覧表 (別紙7) (摘要: ○印…銀行規定を準用、×印: 準用せず)</p>				<p>V-5-6-2 (省略)</p> <p>業態別の準用一覧表 (別紙7) (摘要: ○印…銀行規定を準用、×印: 準用せず)</p>			
項目	準用状況			項目	準用状況		
	信金	信組	労金		信金	信組	労金
II-4 地域貢献	○	○ ※2	×	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
II-5 地域密着型金融の推進	○	○ ※2	×	II-4 地域密着型金融の推進	○	○※2	×
II-6 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組み	○	○	○	II-5 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組み	○	○	○
II-7 消費者向け貸付けを行う際の留意点	○	○	○	II-6 消費者向け貸付けを行う際の留意点	○	○	○
II-8 障がい者等に配慮した金融サービスの提供	○	○	○	II-7 障がい者等に配慮した金融サービスの提供	○	○	○
II-9 企業の社会的責任(CSR)についての情報開示等	○	○	○	II-8 企業の社会的責任(CSR)についての情報開示等	○	○	○
※2 業域・職域信組を除く				※2 業域・職域信組を除く			